

商品名等 (電気用品名等)	リラクゼーションベッド
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、岩盤による温浴効果と癒し効果のあるサウンドにより、心身のリラクゼーションを得ることを目的とした折り畳み式ボードである。 「発熱機構部」と「音響機構部」は、それぞれ単独に機能するものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 岩盤は背中と脚の部分に設置され、岩盤の下面（裏面）に面状ヒーターが取り付けられている。岩盤の表面温度は約40℃前後にコントロールする機能を有している。 ベッドの背中部分には、2個の特殊スピーカーが内蔵されており、音響の入力端子を有するものと、有さないものがある。 定 格：100V、50－60Hz、600W（発熱機構部）、40W（音響機構部）</p> <p>○主な使用者、販売先 一般消費者</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、電熱器具の「その他の採暖用電熱器具」と電子応用機械器具の「その他の音響機器」の複合品として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、心身のリラクゼーションを得ることを目的とした機器で、「発熱機構部」と「音響機構部」は、それぞれ単独で使用することができ、また、同時に使用することもできるものであり、「発熱機構部」と「音響機構部」は機構が構造上独立していることから、「発熱機構部」を「その他の採暖用電熱器具」とし、「音響機構部」を「その他の音響機器」として取り扱い、「その他の採暖用電熱器具」と「その他の音響機器」との複合品として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	